

# 新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針等

令和2年3月24日  
改正 令和2年3月31日  
令和2年4月9日  
令和2年4月18日  
令和2年5月7日  
令和2年5月15日  
令和2年6月1日  
令和2年6月17日  
令和2年8月3日  
令和2年9月1日  
令和2年10月1日  
令和2年12月1日  
令和3年1月12日  
令和3年2月8日  
令和3年4月1日  
令和3年5月10日  
令和3年10月1日  
令和3年12月1日  
令和4年7月19日  
令和4年9月26日  
令和5年2月8日  
喬木村

1 新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針	2
2 医療提供体制を安定的に維持するための取組	2
(1) 「新しい生活様式」の定着推進	2
(2) 「信州版“新たな会食”のすゝめ」の普及	2
(3) 地域間の往来	2
(4) 感染拡大を防止するための呼びかけの実施	3
(5) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組	3
(6) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請	3
(7) 民間主催のイベント・行事等に対する要請	4
(8) 学校における取組について	4
(9) 保育所等児童福祉施設における感染防止対策	4
3 社会経済活動の再生を図るための取組	5
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響から住民の命とくらしを守る取組	5
(2) 地域の支えあいによる消費の促進	5
(3) ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化	
4 その他の取組	5
(1) 村主催イベント・行事等の実施のための当面の判断基準	5
(2) 村有施設についての取扱い	6
(3) 人権への配慮	6
(4) ワクチン接種を進めるための取組	6

赤字は令和5年2月8日改正箇所

この対応方針等は、2月1日現在の状況に基づき策定したものであり、今後の状況の変化等を踏まえて、随時見直しを行う。

## 1 新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（令和4年7月15日以降）」に準じるものとする。

総務課

## 2 医療提供体制を安定的に維持するために、的確な対策を実施するための取組

### (1) 「新しい生活様式」の改めでの徹底

「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新たな会食のすゝめ」、「新たな旅のすゝめ」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ三密の回避は重要な感染防止対策であり、場面に応じたマスクの着用やマスクをしていても人との間隔を最低1m空けること、室内においては十分に換気をする事などの理解と実践を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、当村へ来訪した方に対しても周知を図り、体調に異変を感じた場合は外出を控え、医療機関に相談することなどを呼びかけていく。

なお、ワクチンの効果は完全ではないことから、ワクチンを接種した方に対しても、引き続き感染防止対策を実施するよう呼び掛けていく。

総務課

### (2) 「信州版“新たな会食”のすゝめ」の普及

すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただくことをまとめた「信州版“新たな会食”のすゝめ」を住民に呼びかけ、「新たな日常」にマッチした会食スタイルの普及により、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る。

総務課

### (3) 地域間の往来（帰省、旅行、出張など）

#### ① 他県への訪問についての呼びかけ

他県へ訪問される方に、場面に応じたマスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底することを呼びかける

なお、当村や県内・他都道府県が緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となった場合等には、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

#### ② 他県からの来訪についての呼びかけ

帰省や観光で来訪される方に、特に次の点の徹底を呼び掛ける。

- ・体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさなど）は来訪を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取る事。
- ・居住地の都道府県等から出されている都道府県間の移動についての要請等を踏まえて来訪について判断すること。
- ・来訪中や来訪後に体調に異変を感じた場合は、医療機関に相談すること。

総務課

#### (4) 感染拡大を防止するための呼びかけの実施

連休、帰省などによる人の移動や、飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点を基本とし、住民、事業者及び他の地域からの来訪者に呼びかける。

また、県内におけるこれまでの陽性者の発生事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知する。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の在宅勤務・テレワークの促進、体調不良時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・ 会食の際には、「信州版“新たな会食のすゝめ”」を遵守し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
- ・ 普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

総務課

#### (5) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、県等と連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

保健福祉課・産業振興課

#### (6) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底の要請

事業者に対して、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の周知を図り、適切な感染防止対策（人との距離の確保、マスクの適切な着用、手指の消毒、十分な換気等）の徹底を促す。

特に、対策本部南信州地方部「ガイドライン周知・推進チーム」と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

総務課・産業振興課

#### (7) 民間主催のイベント・行事等※に対する要請

民間が主催するイベント・行事等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に協力を要請する。

参加者が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントを実施するイベント主催者等に対し、「感染防止安全計画（以下、「安全計画」という。）」を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出するよう依頼する。

また、安全計画策定の対象とならないイベントについては、感染防止策等を記載した「イベント開催時のチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をイベント主催者等が作成・HP 等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から 1 年間保管するよう依頼する。

※「イベント・行事等」は不特定多数に向けて集客するものと定義する。

### 【イベントの開催基準】

以下により算出した人数上限を基準とする。

- ・ (a)または(b)のいずれか小さい方を人数上限とする。  
(a) 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方  
(b) 収容定員×収容率100%  
※「感染防止安全計画」を提出することにより、人数上限を収容定員までとすることができる。
- ・ 会場全体の人数上限が「合計人数5,000人超かつ収容率50%超」となる場合は、「感染防止安全計画」を提出する。

各課

## (8) 学校における取組

村立学校においては、「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドライン」に準じて、基本的な感染症対策を徹底するとともに、圏域の感染警戒レベルにより対策を実施する。

特に、感染力や重症化リスクなどの特性を踏まえ、予防的対策と陽性者発生時の基本的な対応により感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを最大限保障する。

なお、児童生徒等に陽性者が発生し、一時的に学校を休業する場合には、オンライン授業などにより学びの継続を図る。

教育委員会

## (9) 保育所等児童福祉施設における感染防止対策

保育所等の児童福祉施設については、引き続き以下の基本的な感染対策を徹底しながら原則開所する。

- ・ ゼロ密、正しいマスクの着用、適切な手洗い・手指消毒、定期的な換気等を徹底すること。
- ・ 職員（児童）の出勤（登園等）時の健康確認の徹底、体調不良時は出勤（登園等）せず早期受診を促すこと。
- ・ 出勤（登園等）後に体調不良を認めたときは、早期受診の呼びかけを徹底すること。（職員の場合は、抗原定性検査キットの活用も検討）
- ・ 職員（児童）の家族が体調不良の場合は、当該家族がかかりつけ医等に相談した結果が判明するまで出勤（登園等）しない等、慎重に判断すること。
- ・ 職員が飲食中に会話をしたり、休憩時にマスクを外して会話することがないよう徹底すること。

教育委員会

## 3 社会経済活動の再生を図るための取組

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響から住民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から住民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、県等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

**(2) 地域の支えあいによる消費の促進**

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を住民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、消費喚起の取組を進める。

産業振興課

**(3) ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化**

感染拡大防止と経済活動活性化の両立に向け、ワクチン接種を推進するとともに、感染状況に応じて検査の活用を推奨する。

また、感染が拡大している時期でも安定した経済活動を継続するため、国・県の方針等を踏まえ、所要の対策を実施する。

総務課・保健福祉課・産業振興課

**4 その他の取組****(1) 村主催イベント・行事等※の実施のための当面の判断基準**

村主催イベント・行事等については、民間等が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながら、イベント等を実施することとする。

さらに、参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する際には、安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出する。また、安全計画策定の対象とならないイベントについては、感染防止策等を記載したチェックリストを作成・HP等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から1年間保管する。

※「イベント・行事等」は、不特定多数に向けて集客するものと定義する。

また、集会や会議等の開催に当たっては、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等が必要な場合が想定され、そうした事態にも常に備えておくこととする。

各課

**(2) 村有施設についての取扱い**

村有施設（社会体育施設、社会教育施設等）については、感染防止対策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、一定程度感染が拡大している状況において、施設における対策の徹底が困難な場合等には、休止等の措置を検討する。（別紙1）

教育委員会

**(3) 人権への配慮**

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など住民生活の維持に必要な業務に従事されている方々、ワクチンを接種しない、あるいは接種できない方々、また、その家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

保健福祉課

**(4) ワクチン接種を進めるための取組**

県、医療関係者等を含めた関係者間の調整を図り、接種を希望する住民が安心して安全に、落ち着いた環境の中で滞りなく接種を受けられるよう全庁的に取り組む。

各課